

平成 20 年度第 2 回庄内町都市計画審議会議事録

日時：平成 21 年 2 月 26 日(木) 10:00～11:40

場所：庄内町役場西庁舎第 2 会議室

出席：中野委員、佐藤委員、國井委員、阿部委員、池田委員、
佐藤委員、瀬尾代理委員、小松代理委員、志田委員

説明員：商工観光課長、商工労働係長

<会議>

1 開会

2 会長挨拶

中心市街地活性化および新産業創造館について、我々も知っておく必要がある。ご協議願いたい。四ツ興野の土地区画整理も行われ、八幡スポーツ公園も今年から動き出す。都市計画、まちづくり計画を見直す時期でもある。今後の都市計画について、率直な意見をお願い申し上げたい。

3 協議

(1) 庄内町中心市街地活性化後期実施計画及び庄内町新産業創造館整備基本計画について

推進検討会を設置し、検討結果報告をいただいた。パブリックコメントを経て計画書を策定した。新産業創造館整備基本計画は、振興審議会に諮問し、答申をいただき変更手続きを進めている。

「庄内町中心市街地活性化後期実施計画の概要について」

1 実施計画策定にあたって

2 実施計画の背景と位置付け

(1) 町の合併 (2) 中心市街地活性化法の改正 (3) 各種計画 (4) その他

3 基本計画の中間検証

(1) 基本計画の事業進捗状況 (2) 中心市街地の現状

4 実施計画の目標と計画事業

「庄内町新産業創造館整備基本計画の変更案について」

1 計画策定の経過と目的

(1) 計画策定の経過 (2) 計画変更の経過 (3) 計画策定の目的

- 2 計画の位置づけと昨日
- 3 事業内容と施設整備計画
- 4 施設位置図

[質疑概要]

[委員]

新たに整備する駐車場スペースは、既存の J R 利用者のスペースと競合しないか。

[説明員]

J R 駅利用の駐車場（約 20 台程度）とは別。

[委員]

都市計画街路 2 本が計画にあるが、路線沿いには商店街や何か観光で周遊できるものがあるのか。

[説明員]

醬油屋、酒屋、お寺があり、昔ながらの建物がある。更に道路沿いに黒板塀もあり、歩いて楽しめる町並みが残っている。そうしたものを観光資源として活用できないか、まちなか魅力再発見事業で魅力を掘り起こしていく。

[説明員]

この周辺には古い料亭のようなものもあるし、醬油屋、酒屋もあり、面影が残っている。明治天皇が来町の石碑など、いろいろな見所がある。景観も含めて検討していきたい。

[委員]

歩道の整備がされてないところが結構ある。高くなっていたり、傾斜がついていた。電動車椅子や杖を使用して歩く人には不自由感じると思われる。整備したほうがいいという検討はなかったか。

[説明員]

そういう検討もあった。旧国道 47 号の歩道は、段差があったり、狭かったり、自転車など通りづらい。歩道拡幅、歩きやすい歩道はできないか、という意見もあった。中長期的な課題として、引き続き検討しなければならない。

[委員]

地元からは人口減少し高齢化が進んでいるが、戸数はそんなに減ってないという話を聞いている。住まなければ景観は維持できない。近隣の大型商業施設が撤退したら、中心市街地が回帰する現象が必ず出てくる。住んでもらうためには、整備すべき。

重点事業に駅前公共交通アクセス検討事業がある。駅前公共交通をどう考えていくのか。

〔説明員〕

駅を中心とした2次交通などが十分に整備されていないことをタイトルとして挙げている。例えば、空港からのアクセスや、仙台への高速バスが余目に停まれば、人が余目駅に集まるようになるし、人が行き来する拠点になればというような話もあった。さらにデマンド交通についても検討していかなければならないという検討があった。駅を拠点とした公共交通機関のあり方を検討していく。

〔説明員〕

まちなかに人が集まる仕組みづくりの重点事業になっている。平成21年度に、情報発信課を中心に検討に入る。

〔委員〕

札幌の時計台の様なメインとなるものが一点でもあればと思う。また作ればと思う。寺でもいい、神社などをしばって整備すれば。はじめから歩道を整備するのは手間がかかって無理だ。

〔委員〕

先日、大山新酒・酒蔵まつりへ行ってきた。天気が悪い中、こうもりをさしてでも、あれだけの人が集まったことが驚きだった。年一度でもイベントをやることにより、徐々に企業、産業の振興に繋がっていけばと、参考例を話させてもらった。

〔説明員〕

私達も行ってきた。見所がいっぱいあった。そうとう人が入ってにぎやかで、参考にさせていただいた。新産業創造館等まわって歩けば、楽しいコースができるのではないかと。見るばかりでは、来る人は魅力を感じない。食や体験をどういうふうにつければよいのか。本町には、いろいろな魅力がある。磨けば光るものも。

〔委員〕

村上市の例もある。期間を設けて、商店街から銀行まで、中に飾りをしている。各家で古美術品の展示等。年に2回くらいイベントしているのか、金はかけてはない。観光客が歩いてまわる祭りであった。

〔委員〕

道路は、二、三考え方がある。便利な道路も必要だが、意外と大変な歩き方をした方がいい。歩道も何もなくても、細い道でも。造り酒屋で試飲できるとか、醤油屋で醤油の実でご飯を食べられるとか、そういうサービスを受けながら、遺跡を見るなどの観光コースを作った場合に、そういった道は逆に不便でいい。大きい車が入ってきても、人が歩くという前提になっている。人が中心になって車が二番目になる。計画道路近辺にそういったところがあるので、新しい道路を作るべきなのか、観光の拠点としてできるかという見方もできる。町の資産というか観光資源というのは実はひっそりある。それらが隠れたヒット

になるようなまちづくりをしたら、観光コースも面白くなると提言をされた。隠れた私達がちょっと忘れられているような名店が実はいっぱいあるとも提言された。道路に関する考え方は複数あるんだと。本当に便利な道、商工会としての道、商店街のための道、それから観光のための道、車に遠慮してもらう道、そういう考え方があるということをご理解いただきたい。

〔委員〕

貸しオフィスの状況はどうなっているか。雇用や今後の見通しなど。

〔説明員〕

平成 20 年度から新規採用いたしまして、来年度の新採雇用計画は、新たに内定を出しているということだ。地元の公益文化大学、鶴岡高専、山形大学があったようだ。地元採用が順調にっており、優秀な人材が確保できていると評価をしているようだ。

〔委員〕

駅前をどう活性化するか。今の時代は、車を利用するため、歩くという感覚がますますなくなってきている。それを考えると地元が一番のお客だ。

観光コースに響ホールやライブハウスなど、耳でも楽しめるものもあっていいと思う。

(2) 都市計画区域の見直しについて

平成 19 年度都市計画審議会で報告した、庄内地域都市計画区域の見直しについて再度取上げた。

(説明概要)

都市計画区域の見直しについて

○経過

平成 19 年度に、県による庄内地域の見直しを検討。背景としては、平成 17 年度の市町村合併による都市計画区域が混在することや、平成 18 年度のまちづくり三法の改正がある。庄内町として

(1) 区域界が旧字界で道路、水路等地物になっていないので、現状に合わせた見直し

(2) 区域の一部が酒田市行政区域（市街化調整区域）となっており、混在解消のための見直し

(3) 高規格道路の整備に伴う影響を踏まえた区域の見直し

県からは庄内平野一体とする案が提示。地形等による分断の要素が少なく、都計区域外への開発動向が見受けられることから、3案を提示。

A案：庄内全体をひとつの都市計画区域

B案：南北（酒田圏、鶴岡圏）ふたつの都市計画区域

C案：行政区域ごとの都市計画区域

平成 19 年度に案の検討がされたが、可住地全域拡大についての疑問等もあり、全市町の理解が得られなかったので、選択は C 案で合意のできた市町から見直しを行うとして今日に至っている。

[質疑概要]

[委員]

中心市街地の話もあったが、余目だけがという町民の疑問がある。狩川、清川まで見直すべきだ。今、余目酒田道路の工事をしているが、先の区間の進捗状況はどうなっているか。

[事務局]

庄内圏としては、草薙、狩川間は調査区間の状況。廻館から狩川までは調査区間にはまだなっていない。まず調査区間にとすることで陳情、要望活動をしている状況。

[委員]

考え方もあるかもしれないが、合併したのだから、進めてもらわないと。全然いつなっても進行してない状況だ。

[委員]

着実に進んではいる。計画路線から調査区間に上げて欲しいということで県でも努力している。地元のご協力をいただき、格上げを一步步進めていければと思う。

[事務局]

草薙から狩川の調査区間では、具体的に調査が昨年下旬からルートを決めるにあたってのボーリング調査に入っている。調査区間といいながらも、徐々に整備区間に向けて動いている状況だ。

[委員]

都市計画区域になった場合の住民のメリット、デメリットを教えていただきたい。

[事務局]

メリット、デメリットという言い方が適切かわからないが、準都市計画という場合もあるので一概には言えないが、都市計画税、建築基準法の規制が出てくる。また都市計画法の規制、優良農地の保全、大規模郊外店の規制、逆に言えば中心市街地の活性化、コンパクトシティに向けたまちづくりができるという県の提示。

[委員]

おっしゃるとおり住民にメリットなんかほとんどない。デメリットばかり増える。税金は取られるし、建築基準法による防火制限の規制。そうなのがいっぱいある。簡単に都市計画に入ってもいいよというのは、後で大変なことになる。

〔委員〕

例えば、都市計画道路とまち歩きがぶつかったら、なかなか進められないという問題が提起されたらどうなのか。また、都市計画道路の計画の関係で家を建てる場合、予定線は関係あるのか。法的にはどうなるのか。

〔事務局〕

まち歩きとバッティングするというようなことではなくて、まちづくりとして、道づくりがいろんな多様な考え方があると思う。ただし都市計画道路としては、決定なっているため、その方向で検討する。また、都計法 53 条許可を得れば建てられる。許可は県知事から町長へ委譲されている。

〔委員〕

平成 19 年に県の案で、山林の境界まで都市計画区域にするとあったが、その区域になってしまったら本当に大変だ。相当慎重にやってもらいたい。ここまで都市計画なのかと。相当厳しいという考えがある。本当にこれでいいのかと。そこまで踏み込んで考えてもらいたい。

(3) 意見交換

〔質疑概要〕

〔委員〕

余目町農協の倉庫がそばにあるのだが、当初計画では入っていたが、後期計画でどのような協議されたのか。

〔説明員〕

昔ながらの景観の一部を形成しており、様々な活用方法が考えられることから、本事業においては、中長期的な検討事項と位置づけ、引き続き検討していく。

〔委員〕

耐震問題が言われているが、どこまで進んでいるか。不特定多数が入るとなれば、耐震性が問われる。

〔説明員〕

大空間を残し、構造を大規模に替えず、用途により補強し整備をする予定。

4 その他

5 閉会